

国際航業グループ人権方針

国際航業グループは、「空間情報で未来に引き継ぐ世界をつくる」をミッションとしています。これは、自然環境の恵みと健全な社会を未来の人々が享受する権利を守るということです。現代の人々はもちろん、未来の人々の人権も守ることが、私たちのミッションの意味です。

そのミッションを果たすために、直面する人権課題に立ち向かうことは最優先課題であり、また社会の一員である企業として当然の責任であると認識しています。

私たちは責務を果たすため、ミライト・ワン グループ人権基本方針を基に、ここに「国際航業グループ人権方針」（以下、本方針）を策定し、本方針に基づき企業としての人権尊重に取り組んでまいります。

1. 人権に関する基本的な考え方

私たち国際航業グループは、グローバル事業を展開する企業として、人権に関する以下の国際的な原則・基準を支持します。

- ・国際人権章典（「世界人権宣言」「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」）
- ・労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言）宣言
- ・国連「ビジネスと人権に関する指導原則」

また、国際航業グループは国連グローバルコンパクトに署名し、その4分野 10原則を支持しています。

2. 法令の遵守及び人権規範の尊重

私たち国際航業グループは事業活動を行うすべての国・地域の法令を遵守します。

人権を尊重し、国籍・信条・職歴・年齢・障がいの有無・性別・性自認・性的指向等による差別及びハラスメントを許容しません。万が一、当該国・地域の法令と国際的な人権規範が異なる場合、あるいは相反する場合には、国際的な人権規範を尊重するための方法を追求します。

3. 適用範囲

本方針は国際航業株式会社及びその連結子会社のすべての役員・従業員（正社員、契約社員、パートタイマー）・派遣社員・出向受入社員に適用されます。

またサプライチェーンにおける関係先が人権に対する負の影響に関わっている場合、これら関係者に対して人権の尊重を積極的に働きかけていきます。

4. 人権デュー・ディリジェンスの実施

私たちは、人権尊重の責任を果たすため、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、人権デュー・ディリジェンスを実施します。

人権が尊重されていないとの通報や申し立てについては、社内ヘルプラインと社外ヘルプラインを活用し、適切に調整を行い、是正に向けた取り組みや働きかけを実施します。

これら窓口への通報者に対して、通報したことで不当な人事その他の不利益が生じないように保護することを約束します。

5. 救済・是正措置

人権侵害や侵害のおそれが発生したとき、あるいはこれに関与したことが明らかになったときは、適切な手続きを通じてその救済・是正に向けた対応を実施します。

6. 教育・啓発活動

全役員・従業員等が本方針を理解し、定着するよう、国内外の様々な人権課題に対する教育・研修を継続して行います。また、ビジネスパートナーの皆様に対しても、本方針の啓発活動を継続して実施します。

7. ステークホルダーとの対話・協議

本方針に定める人権に対する取り組みについて、関係するステークホルダーとの対話・協議を行い、人権尊重の取り組みの向上と改善に努めます。

また、各ビジネスプロセスにおいてリスクが発見された場合は、必要に応じて、専門家等第三者との対話を重ねつつ、ビジネスパートナーの皆様とともに、改善に向けた取り組みをしていきます。

8. 推進体制

あらゆる企業活動に関係する人権課題について、すべての役員・従業員に理解及び浸透させていくため、ガバナンスに関する重要な委員会として代表取締役会長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置しています。

人権尊重方針に関するリスク状況の報告と対処する課題等を議論し、人権マネジメントの強化及びダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン施策の推進に取り組めます。

9. 人権に関する国際航業グループの重要施策

- ① 従業員、派遣社員、出向受入れ社員の安全と健康の確保
- ② 差別とハラスメントの排除
- ③ 従業員の個性と能力の尊重
- ④ 個人情報及び肖像権の保護
- ⑤ AI などの新技術と人権
- ⑥ サプライチェーン上の人権・労働
- ⑦ 現代と未来の人々が安心して豊かに暮らす権利

制定日：2024年4月1日